

引っ越しサービスをめぐる トラブルに注意!

事例1

午前中の作業を指定した引越業者が18時ごろになってようやく来たが、謝罪もなかった。作業終了後、荷物が一つなくなっており、翌朝業者に伝えたところ「専用の箱に荷物を入れて鍵をかけて運ぶので紛失は考えられない」と言われた。業者の対応が悪すぎる。(専門学校生 男性)

事例2

インターネットで見つけた引越業者に見積もりを依頼した。すぐに業者から電話があり、口頭で見積額を提示され、段ボールや契約書類を送ると言われるなど、相手のペースで話が進み、よく考えずに了承してしまった。その後、別の業者からも見積もりを取り、結果的にそちらと契約を決めたため最初の業者を断ったところ、段ボールの代金と送料を請求された。どうすればよいか。(大学生 女性)



ひとことアドバイス

- 進学や就職等に伴い、例年3月から5月は引っ越しサービスに関する相談が多く寄せられます。事例の他に「家具に傷がついた」「高額な解約料を請求された」等の相談もあります。
- 引越業者を選ぶ際は、複数の業者から見積もりを取り、作業員数や補償等、価格以外の条件についてもよく検討することが大切です。
- 契約時は、見積書を受け取るとともに必ず約款を確認し、疑問点があれば事業者に聞きましょう。
- 梱包用の段ボールの返送料等をめぐり、トラブルになることがあります。契約先が確定する前には受け取らないようにしましょう。
- 紛失や損傷がある場合は事業者に速やかに連絡する必要があります。引っ越しが完了したらすぐに荷物の状態等を確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

さぼーとくん



発行：独立行政法人国民生活センター 本文イラスト：黒崎 玄

3月の無料法律相談会の日程について

月 日	場 所	問い合わせ先	電話番号
3月18日(火)	市民会館2階	西村法律事務所	099-210-7624
3月27日(木)	市役所2階	市広報市民相談室	0997-22-1111

※日程は変更になる場合があります。
相談を希望される場合は、早めの予約をお願いします。



消費生活 みみより情報

No. 28
平成26年3月
発行/市消費生活センター
編集/市役所市民生活課
広報市民相談室
電話 22-1111 内線 306

この情報紙は、地方消費者行政活性化事業を活用して発行しています。

あちこちで満開の桜がとてもきれいです。これから本格的な春を迎え、野山がますます美しく輝く季節になります。そして、3月・4月は就職や進学、転勤等に伴う引っ越しのシーズン。引っ越しサービスをめぐるトラブルも多くなります。今回は、賃貸住宅に入居する際の賃貸借契約について、入居時の注意点を掲載します。また、最終ページには引っ越しトラブルの関連情報も掲載しました。もしトラブルが発生したら、早めにお住まいの市町村消費生活センターにご相談ください。 消費者ホットライン 0570-064-370

アパートやマンションの賃貸借契約を結ぶ前の注意

- 契約書をよく読み、納得できない特約条項が入っていないかよく確かめ、十分納得した上で契約しましょう。「特約事項」には特に注意!! 貸主・借主の両者納得の上で結ばれた場合、たとえ借主に不利なものであっても基本的に有効とされます。納得できない内容であれば、変更を求めるなど、貸主と話し合っ、納得した上で契約を結びましょう。
- 敷金精算のトラブルが起こったら、まず話し合いが基本ですが、話し合いができない状況のときは、少額訴訟制度や民事調停を利用する方法もあります。

《入居時の確認》

入居当初にキズや汚れがあるかどうかを確認しておくことは、原状回復をめぐるとらぶるを防止する上で重要です。入居時と退去時の物件の比較が出来るよう、入居時に貸主立会いのもと、写真を撮るなどして入居時の損耗状況を確認しておきましょう。

【ポイント】

- 床(畳、フローリング、カーペット)、壁(クロス)、障子、ふすま、柱などの汚れやキズ
- 設備はきちんと機能するか
- 給排水につまりなどの不具合はないか

《入居中の修繕等の連絡はこまめに》

修繕が必要になった場合には、まず、貸主や管理会社などに連絡し、対応について相談しましょう。時間が経ってからだと修繕が必要となった原因が経年劣化や通常の使用によるものか判断が難しくなってしまう。

【入居中のマナー】

退去時の原状回復トラブルを未然に防ぐためには、部屋を汚したり傷つけたりしないように注意することが必要で、入居者自身のマナーが重要です。『禁止されているペットを飼う』『部屋が汚れていても気にしない』等、このような行為は、借主の責任と善管注意義務違反に問われ、退去時の原状回復費用が多額になることもあります。

《退去予告は何日前?》

【契約書で確認しましょう】

退去の申し入れは契約書で決められています。予告期限を過ぎた後に申し入れた場合は予告期間相当の日までの家賃が発生することもありますので注意が必要です。



【明け渡しはきれいに】

日常の清掃や退去時の清掃をきちんとしていなかった場合には、専門のクリーニングが必要となり、その費用を請求されることがあります。

【退去時のチェックポイント】

- 畳、フローリング、カーペットの汚れやキズ
- 壁(クロス)の汚れやキズ
- 台所回りや換気扇の油汚れ
- 水回りのカビや水垢
- その他の破損箇所などはないか

だまされないで！

悪質業者の「詐欺的手口」を紹介します。

「東京オリンピック」を悪用した 詐欺的トラブルに注意！

《事例1》 知らない業者から電話で「オリンピック関連企業への投資のパンフレットが全国500名限定で送付されるので、届いたら権利を譲ってほしい」と言われた。パンフレット到着後に電話をくれたら、東京オリンピックの入場券をプレゼントするという。不審である。（60歳代 男性）

《事例2》 以前、ある会社の未公開株を30万円で購入していたが、先日、証券会社の担当を名乗る者から「オリンピック開催が決定して10倍の300万円になったので売らないか」と電話があり、売ることにした。「売却代金を送金する保険料」として30万円振り込んだが、その後も手数料等の名目で何度も請求を受けお金が無くなり、友人に借りに行ったところ、詐欺だと言われた。（70歳代 男性）

《ひとこと助言》 悪質業者は、話題となっている出来事を悪用して近づいてきます。今後東京オリンピックに関連したトラブルはさらに増えてくると考えられますので、十分注意することが大切です。

人助け！？親切心につけ込む 買え買え詐欺に注意！

《事例》 一人暮らしの母の家に、医療法人から老人ホームの入居権の申込書が入ったDMが届いた。その後別の業者から電話があり「入居希望者が30人ほどいるが、DMが来た方しか入居権を購入できない。お金は用意するので、人助けだと思って30人分申し込んでほしい」と言われた。母は「助けてあげたい」と思い、お金を用意しなくてもよいならと、1口100万円を30口分申し込んだ。しかし、娘の私が反対し、母が業者に解約を申し入れたところ、損害賠償として1500万円支払うように言われたらしい。高額で払えない。（当事者：70歳代 女性）

《ひとこと助言》 消費者の親切心や同情心につけこんで「老人ホーム入居権」を購入させようとする「買え買え詐欺」の相談が寄せられています。「パンフレットが届いていないか」「代わりに申し込んで」などの電話は、「買え買え詐欺」です。相手にせず、すぐに電話を切りましょう。

「ロト6の当選番号を教えます」は詐欺！！

《事例》 突然「会員になれば、ロト6の当選番号を事前に教える」という電話がかかってきた。「当選番号を言うから、明日新聞で確認してみて」と言われ、翌朝の新聞を見たところ、当たっていたので、すっかり信用してしまった。会員になるため、審査費用1万円を指定口座に振り込み、「宝くじが当たったら」という将来の夢を書いた作文を、保険証のコピーと一緒にファックスで送った。後日、合格の連絡の際に、情報料として350万円かかると聞き、あまりに高額だったので不安になった。払っても大丈夫だろうか。（60歳代 男性）

《ひとこと助言》 数字選択式宝くじの抽選は、毎週月曜から金曜の18時45分から行われ、インターネットで生中継されます。抽選結果が翌朝の新聞に掲載されるまでの時間差を利用して消費者をだますのが、この詐欺の手口です。宝くじの抽選は厳正、公正に行われており、抽選を操ることや、抽選結果が事前にわかることは絶対にありません。

消費生活相談員からひとこと助言

以上の事例は、国民生活センターが発信する「見守り新鮮情報」から抜粋したものです。西之表市内でも、不審な勧誘に関する相談が増えています。いったんお金を支払ってしまうと、取り戻すのは非常に困難です。うまい話を持ちかけられても安易に信用しないようにしましょう。不審に思ったときは、お金を払う前に、消費生活センターにご相談ください。

- に 人気の商品に飛びつくな
- し しっかり考え検討を
- の 乗せられ買ったはいいいけれど
- お 重たい支払い待っている
- も もらった書面を確認し
- て 手紙を書きましょ、クーリング・オフ